

反社会的勢力排除に関する基本指針

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、企業の健全な発展と社会的責任を果たすため、以下の方針を定め全従業員がこれを遵守します。

《基本姿勢》

当社は、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、半グレ集団、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力との一切の関係を遮断します。

如何なる理由があっても反社会的勢力対し、資金提供、便宜供与、情報提供等を行いません。

《取引関係からの排除》

当社は、反社会的勢力との取引を禁止し、契約締結前に反社会的勢力の該当性を確認します。契約締結後に反社会的勢力であることが判明した場合は、速やかに契約を解除し、必要に応じて法的措置を講じます。

《組織的対応体制》

反社会的勢力から不当要求等に対しては、担当者任せにせず、総務・法務・経営層が連携して組織的に対応します。

対応にあたっては、従業員の安全確保を優先します。

《外部専門機関との連携》

当社は、警察、暴力追放推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関と連携体制を構築し、反社会的勢力による不当要求があった場合には速やかに相談・通報をします。

《法的対応》

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事・刑事の両面から法的対応を行い、毅然とした態度で臨みます。

また必要に応じて損害賠償請求や仮処分等の法的手段を講じます。

《反社会的勢力該当者の排除》

当社の役員及び従業員が反社会的勢力に該当することが判明した場合は、就業規則に基づき懲戒処分を含む厳選な措置を講じます。

《通報体制の構築》

反社会的勢力との関係や不当要求に関する情報は、社内通報制度を通じて報告できる体制を整備し、通報者を保護します。